

岡山県産業労働部各種補助金申請書類の受付、審査等の労働者派遣業務仕様書

この仕様書は、岡山県（以下「県」という。）において派遣労働者が行う業務の仕様について定めたものであり、労働者を派遣する者（以下「派遣元」という。）は派遣契約に定めるもののほか、この仕様書に定めるところにより派遣業務を遂行するものとする。

1 本事業の目的等

県では、国の経済対策に呼応し、中小企業等が行う人手不足対策に向けた設備導入等の支援などの物価高対策等を講じることとしている。

県が講じる各種補助制度は、短期間に約 5,000 者からの申請を見込んでおり、付随する問い合わせ等の電話対応も相当量発生することから、迅速かつ適切に補助金に係る受付及び交付事務を行うため、書類審査や電話対応について、補助制度の内容を正確に把握しつつ、適切に処理を行うことができる能力のある者の確保を労働者派遣業務により対応するものである。

なお、現時点で想定できる期間及び人員で派遣業務を見込んでいるところであるが、申請数の状況により、県と派遣元が協議の上、締結する契約単価と同額で人員の増員等の契約変更を行う場合がある。

2 派遣労働者の派遣期間、勤務日等

派遣労働者の派遣期間、勤務日等は次のとおりとする。なお、補助金の申請状況等により、県と派遣元が協議の上、派遣期間の延長及び人数の変更を行う場合がある。その場合は、契約額と同一単価により、変更契約を改めて締結する。

- (1) 派遣期間 令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 3 月 31 日（水）
※始期日については業務の状況等により協議可
- (2) 勤務日 派遣期間の一月当たり 15 日程度。毎週月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）は除く。
※人材選定時に個別事情がある場合は考慮することも可とする。
- (3) 勤務時間 午前 9 時から午後 5 時まで（7 時間勤務）
※人材選定時に個別事情がある場合は考慮することも可とする。
- (4) 休憩時間 原則午後 0 時から午後 1 時まで（1 時間）
※電話対応等により休憩時間を変更する場合がある。
- (5) 時間外労働 時間外労働を命じることはない。
- (6) 人員 6 人
- (7) 派遣場所 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号 岡山県庁 8 階 産業労働部執務室内
- (8) その他
 - ① 休憩スペース 有
 - ② 駐車場 無・駐輪場 有
 - ③ ロッカー 有

3 従事業務内容

派遣労働者が従事する業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 産業労働部各種補助金申請書類（以下「申請書類」という。）の記入方法、対象要件等に関する問合せへの対応

- (2) 申請書類の受付、審査（記載漏れ、添付書類不足、要件等のチェック）及び補正指示
- (3) 申請書類等の整理（フラットファイル等への編綴、背表紙貼付等）
- (4) システム入力項目の内容確認等（システムへの入力是他業者が実施）
- (5) 補助金額の確定通知等の封入及び送付作業
- (6) その他（1）から（5）まで以外の庶務業務等

※（1）から（5）までの業務については、郵送での受付を想定しており、原則として窓口対応は発生しない。（来庁があった場合は職員が対応する。）

4 派遣労働者の選定

派遣元は、本業務を遂行する者として、次の条件を全て満たす者を選定しなければならない。

- (1) 業務上知り得た情報等に関して、派遣期間のみならず派遣期間後も秘密の保持を遵守すること。
- (2) 補助制度を理解した上で、申請書類の審査等を適切に行えること。
- (3) Word、Excel 等を利用した文書作成、データの入力等のパソコン操作に長けていること。
- (4) 補助制度を理解した上で、申請者からの問い合わせに対して適切な電話応対ができること。
- (5) 一般事務として官公庁又は民間企業での就業経験を有すること。
- (6) (1) から (5) までにより選定した派遣労働者が、本業務に従事するために必要な適性を欠いていると認められるときは、再選定を行うこと。

5 派遣労働者名簿の提出

派遣元は、契約締結後、事務に従事する派遣労働者の氏名等を書面により速やかに県に提出しなければならない。なお、派遣労働者に変更があった場合も同様とする。

6 休暇等による代替要員

派遣労働者が労働基準法その他の法令の規定に基づく休暇（年次有給休暇等）を取得する場合であっても、派遣元は県に対して、代替要員の派遣を行わなければならない。ただし、県が不要と判断する場合にはその限りではない。

7 業務内容の疑義

派遣元は、業務内容に疑義が生じた場合、速やかに県と協議を行い、県の指示を受けること。

8 個人情報の保護

派遣元及び派遣労働者は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

9 その他

本仕様は現時点で予定する内容であり、県と派遣元が協議の上、変更する場合がある。